

障害年金のお知らせ

人工透析を行っている方は、 原則、障害等級2級に該当します。

人工透析を行っている方（昭和61年3月以前に受ける権利が発生した障害年金の対象者を除く）は、障害等級2級に該当します。

人工透析を行っていて、3級の障害年金を受け取っている方や、障害年金を受け取っていない方は、お近くの年金事務所にご相談ください。

不明な点は、**日本年金機構の年金事務所**へお問い合わせください。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、
日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構 **検索**

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。
- 『ねんきんネット』では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申し込みをしていただく必要があります。